

【共通】

質問項目	回答
現支援員の雇用継続が条件となっているが、雇用に当たって他に条件等はあるか。	条件としては雇用していただくことでありますが、今回の公募は公設の児童クラブを新設してその運営者を一から募集するというものではなく、長年、地域運営委員会の下で運営してきた既存の児童クラブの運営者を交替するものであります。市としては、現在利用している保護者や児童の不安への対応はもとより、現支援員の処遇改善という点を評価項目の一つとして考えています。勤務条件については各団体の定めに従うこととなりますが、2次審査では現支援員の処遇面についても確認させていただく予定です。応募された団体には後日別途勤務条件調書を送りますので、ご記入の上、別途案内する期限までに子育て施設課までにご提出ください。
現地視察はできないのか。	放課後児童クラブは特殊な施設や設備を有しておらず、各児童クラブの図面等を公開することで十分事業計画を立案できるものと考えているので、現地での視察は考えておりません。
実際に運営できるのはどちらか1つになってしまうと考えております。その場合、両方に申請をお出ししておくことは可能でしょうか。それとも、どちらかに絞り込んだうえで申請した方がよいでしょうか。	どちらでも構いません。
前橋市の基準条例上は、開所後児童を受け入れるまでの間も1支援単位当たり2名の支援員が必要か。	児童を受け入れるまでの間は、1支援単位当たり1名の支援員の配置があれば問題ありません。

【永明】

質問項目	回答
令和元年度の年間行事予定	別添PDFファイルのとおり
正規職員の人数と給与体系	常勤3名です。 給与体系については別添「前橋市公設児童クラブ（地域運営委員会運営）支援員運用要綱」とおり
退職金の規定	退職金はありません。
就業規則	別添「前橋市公設児童クラブ（地域運営委員会運営）支援員運用要綱」とおり
①支援員の常勤および非常勤数の現在の内訳を教えてください。また、長期休暇期間中等に対応可能な臨時職員がいれば、その人数も教えてください。	常勤：3名（3名とも支援員有資格者） 非常勤：4名（4名とも支援員有資格者） 長期休暇期間中等に対応可能な臨時職員については、8月の月例報告提出後、ご案内いたします。
②平日および土曜保育の開所時間について、終了時間20時は厳守しなければならないか。	受け入れる児童がいなかった場合には、この限りではありません。
③仕様書に記載の【延長保育料：500円】を徴収する場合の定義を教えてください。（夜間は18時以降等）	18時以降の預かりを延長としています。通常の利用料（延長でない部分）の設定と合わせ、延長保育の定義を変えていただいても構いません。
④令和元年度運営費収支決算書の収入部分において、加算金（開所日数、長時間開所、長期間分）があまり含まれていないように感じる。その理由は、これまで申請しなくて済む範囲で開所をしていたという解釈に相違ないか。	年間開所日数250日以上、長時間開所も実施しております。夏休み等における支援単位増設は実施しておりません。ただ、児童クラブの運営委託料は国庫補助の基準により算定するのが原則ですが、地域運営委員会方式の場合、国庫補助の基準によらずに運営上必要となる所要額ベースで市からの委託料を算出している実情がございますので、国庫補助の基準で計算した額と実際の委託料は一致しておりません。
⑤すでに前橋市の委託をいただき学童クラブを運営しているが、同じ運営団体として規定はほかの学童クラブに準ずる形が可能なか。それとも公設の学童クラブとしての位置づけを遵守すべく前橋市の基準に準ずるべきか。	公設児童クラブの運営も全て委託方式により実施していますが、いずれも運営する各団体の運営規程等のために委ねています。委託契約書及びその仕様書に相当する「前橋市放課後留守家庭児童クラブ事業実施要綱」に従い、市からの委託を受けて放課後健全育成事業を実施していただく点は公設・民設問わず同じです。これら以外に前橋市の基準というものは特段ありません。

【そうじゃ・かつやま】

質問項目	回答
令和元年度の年間行事予定	別添PDFファイルのとおり
正規職員の人数と給与体系	【そうじゃ】常勤4名（うち3名が支援員有資格者）です。 【かつやま】常勤3名（うち3名とも支援員有資格者）です。 給与体系については別添「前橋市公設児童クラブ（地域運営委員会運営）支援員運用要綱」とおり
退職金の規定	退職金はありません。
就業規則	別添「前橋市公設児童クラブ（地域運営委員会運営）支援員運用要綱」とおり
土曜日の共同開所（ある週はそうじゃ児童クラブのみ土曜開所し、そこにかつやま児童クラブ利用者も受け入れ、ある週はかつやま児童クラブのみ土曜開所し、そうじゃ児童クラブ利用者も受け入れるという開所の仕方は可能か）	他校の児童が小学校内に入ることになるので、実現に当たっては学校側との調整が必要になります。学校側と調整がつけば十分検討することができます。
①支援員の常勤および非常勤数の現在の内訳を教えてください。また、長期休暇期間中等に対応可能な臨時職員がいれば、その人数も教えてください。	【そうじゃ】常勤：4名（うち3名が支援員有資格者）非常勤：0名 【かつやま】常勤：3名 非常勤：3名（6名とも支援員有資格者） 長期休暇期間中等に対応可能な臨時職員については、8月の月例報告提出後、ご案内いたします。
②平日および土曜保育の開所時間について、終了時間20時は厳守しなければならないか。	受け入れる児童がいない場合やなくなった場合には、この限りではありません。
③仕様書に記載の【延長保育料：500円】を徴収する場合の定義を教えてください。（夜間は18時以降等）	18時以降の預かりを延長としています。通常の利用料（延長でない部分）の設定と合わせ、延長保育の定義を変えていただいても構いません。
④令和元年度運営費収支決算書の収入部分において、加算金（開所日数、長時間開所、長期間分）があまり含まれていないように感じる。その理由は、これまで申請しなくて済む範囲で開所をしていたという解釈に相違ないか。	年間開所日数250日以上、長時間開所も実施しております。夏休み等における支援単位増設は実施しておりません。ただ、児童クラブの運営委託料は国庫補助の基準により算定するのが原則ですが、地域運営委員会方式の場合、国庫補助の基準によらずに運営上必要となる所要額ベースで市からの委託料を算出している実情がございますので、国庫補助の基準で計算した額と実際の委託料は一致しておりません。
⑤すでに前橋市の委託をいただき学童クラブを運営しているが、同じ運営団体として規定はほかの学童クラブに準ずる形が可能なか。それとも公設の学童クラブとしての位置づけを遵守すべく前橋市の基準に準ずるべきか。	公設児童クラブの運営も全て委託方式により実施していますが、いずれも運営する各団体の運営規程等のために委ねています。委託契約書及びその仕様書に相当する「前橋市放課後留守家庭児童クラブ事業実施要綱」に従い、市からの委託を受けて放課後健全育成事業を実施していただく点は公設・民設問わず同じです。これら以外に前橋市の基準というものは特段ありません。